

2012JEITA 第 416 号
情産 24-203
平成 24 年 11 月 20 日

政府情報化統括責任者 殿

一般社団法人 電子情報技術産業協会
一般社団法人 情報サービス産業協会

「政府情報システム調達改善に関する要望」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、業界活動に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA) と一般社団法人 情報サービス産業協会 (JISA) は、「政府情報システム刷新のための共通方針 (提言)」につきまして、政府情報システムの構築・運用を担う事業者の観点より要望を取りまとめましたので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

本件に関する問い合わせ先 (事務局)

一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA) 湛・一條

TEL:03-5218-1057 FAX:03-5218-1076 E-mail:m-ichi@jeita.or.jp

一般社団法人 情報サービス産業協会 (JISA) 田原

TEL:03-6214-1121 FAX:03-6214-1123 E-mail:stahara@jisa.or.jp

以 上

平成 24 年 11 月 20 日

政府情報システム調達の改善に関する要望

一般社団法人 電子情報技術産業協会
一般社団法人 情報サービス産業協会

平成 24 年 8 月 9 日に「政府情報システム刷新のための共通方針（提言）」（以下「提言」）が政府情報システム刷新有識者会議より発表され、続く平成 24 年 8 月 17 日には高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）にて「政府 CIO 制度の推進体制について」が決定されました。

政府 CIO の設置につきましては、産業界としても以前から要望してきたものであり、「国民本位の電子政府」実現のために府省の枠を超えて政府一体となった取り組みの一層の推進に大いに期待するところであります。

つきましては、政府 CIO のもと、BPR の推進に加え、「質の高い行政サービスの実現に資する情報システムを適正な価格・期間で構築する」という命題を実現するため、下記の通り要望させていただきます。

記

政府では、従来より「業務・システム最適化指針」や「情報システムに係る政府調達の基本指針/実務手引書」（以下、「基本指針/実務手引書」）を策定し、政府情報システムのオープン化・最適化と、政府調達におけるコスト低減と透明性の確保に取り組んできました。

これらの取組みにより、業務・システムの一元化等による運用コスト削減や調達における競争性の確保については一定の成果がありました。しかしながら、一部の大規模な情報システム開発プロジェクトでは、スケジュールの大幅な遅延や計画の見直し、中断を余儀なくされるなど、プロジェクトの品質・コスト・納期上の深刻な問題が発生していることも事実です。

JEITA 及び JISA としては、これまでも継続的に政府情報システム調達に関して意見を述べさせて頂いておりますが、提言の「情報システム調達の改善」及び「IT 人材の育成・確保」につきまして、事業者としての要望を取りまとめましたので、今後の施策実施に反映いただければ幸いです。

業界としても、「国民本位の電子政府」の実現に向け、政府情報システム調達の改善について協力を惜しまない所存であります。

1. 情報システム調達改善

「提言」においては、今年度中を目処に従来の「業務・システム最適化指針」の改定、並びに調達制度の見直しも含めた「政府情報システム管理標準ガイドライン」（仮称）の整備が示されており、これらの策定にあたっては、事業者の創意工夫や技術革新に対するインセンティブを活かすとともに、民間事業者における業務システム構築の知見を有効活用するなど質の高い情報システムを調達する視点が重要であると考えます。

具体的には、

- (1) 調達の特性・リスクに応じた適切な調達方式
- (2) 実効的に技術力を評価するための調達方法の確立
- (3) 情報システム調達に係る契約制度の見直し
- (4) 調達改善効果を高めるための民間の業務システム構築に係る知見の活用

の4点を踏まえた施策の実施をお願いいたします（要望事項の詳細については別紙参照）。

2. IT人材の育成・確保

「質の高い行政サービスの実現に資する情報システムを適正な価格・期間で構築する。」という政府情報システム調達の目的を達成するため、BPR や制度改正など府省全体や個別府省の最適化を念頭に置いた業務そのもの見直しに取り組むことはもちろんですが、発注者自身の発注力（発注者ガバナンス）がプロジェクトの成否を左右する重要な要素になることは言うまでもありません。

具体的には、

- (1) 政府CIO及びスタッフ組織による強力なリーダーシップが発揮できるような環境を整備
- (2) IT調達を担当する専門官の育成のための人事育成制度、研修制度の充実の2つの施策に取り組まれるようお願いいたします。

以上

本件に関する問い合わせ先（事務局）

一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA） 湛・一條

TEL:03-5218-1057 FAX:03-5218-1076 E-mail:m-ichi-jo@jeita.or.jp

一般社団法人 情報サービス産業協会（JISA） 田原

TEL:03-6214-1121 FAX:03-6214-1123 E-mail:stahara@jisa.or.jp

(別紙) 情報システム調達の改善に向けた要望事項の詳細

(1) 調達の特性・リスクに応じた適切な調達方式

情報システムは一般の物品とは異なり、構築方法に関する自由度が高く、成果物が目に見えないという特徴があります。そのため、調達仕様確定からシステム完成まで、発注者がその調達責任を果たすとともに適切な能力を発揮することにより、受注者と継続的かつ密接に連携する必要があると考えます。

しかしながら、現在の情報システム調達方式では、適切な事業者選定が行われない場合があり、競争性が向上する一方でプロジェクトのリスクが顕在化していることが問題点と考えます。

そのため、発注者ガバナンスやシステムの特性、難易度を考慮し、それぞれの状況に応じた調達方式を選択できる制度に改善することにより、プロジェクトリスクの低減を図ることが必要と考えます。

① 調達方式の適切な選択(企画競争、競争的対話、総合評価、最低価格等)

現状の調達方式は、予定価格を基準として総合評価または最低価格のいずれかを選択することが一般的となっていますが、これらの方式を採用する場合には、システムの調達仕様、評価基準が予め詳細かつ明確に決まっており、これに基づき発注者が提案内容、価格の適正性を評価することが前提となります。

しかしながら、例えば、新規システム構築や大規模なシステム機能の見直しを行う等の場合は、調達段階でシステムの仕様や実現方法を明確にすることができない場合が想定されます。このような調達では、民間からの知見やアイデアを引き出すことで、要件や実現方法を検討していくことが有効と考えられます。

内閣府公共サービス改革担当事務局の説明会資料「競争的対話方式^{*}の実施に係る基本的考え方(案)」によると、

『・目的を達成するための手法が複雑である

- ・ 予め必要な技術・手段を特定し、仕様を明記することが難しい
- ・ 民間のノウハウや技術を引き出すことが必要である(当該ノウハウを当該契約機関が有していない)
- ・ 少数の事業者・競争参加者と個別対話を行うことによりVFM^{*}向上が期待される』

等の性質をもつ複雑なプロジェクトにおいては、競争的対話の適用により成果が期待されるとの記述があるように、企画競争、競争的対話の導入について検討が必要と考えます。

以上から、情報システムの調達においては、下図「《参考》適正な調達の方式を検討・選定するための基準(考え方)」に示すように、「発注者ガバナンス(発注能力、事業者への依存度、要件定義の明確さ等)」、「システムの特性・難易度(規模の大小、システムの影響範囲、ミッションクリティ

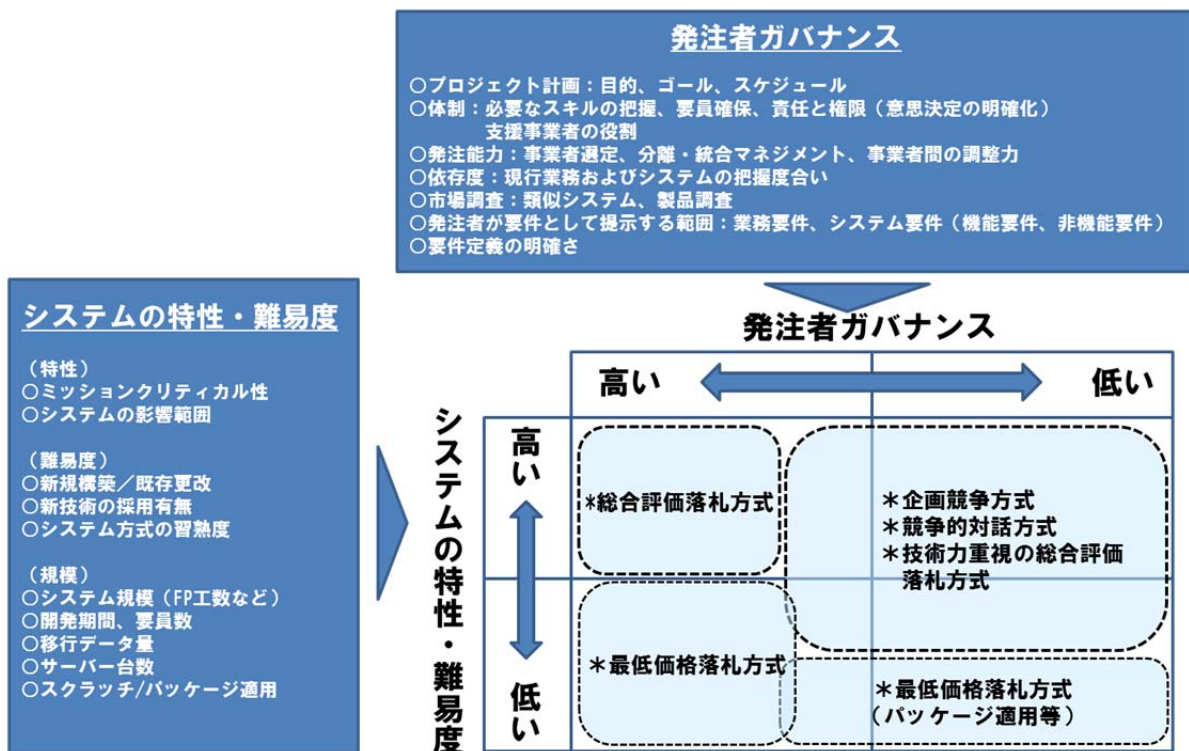
カル性等)」を考慮し、多様な調達方式・評価方式（企画競争、競争的対話、総合評価、最低価格等）から、柔軟に選択可能とするよう改善が必要と考えます。

【関連制度】情報システムに係る政府調達の基本指針

※競争的対話方式：民間のノウハウや技術の提案に基づき、契約機関と競争参加者の間で対話を行いながら仕様を作成する方がより優れた成果（高いVFM）を期待できるものであり、契約機関はアウトプットの要求水準を示し、それをどうやって達成するかについては競争参加者が提案を行う方式。（内閣府公共サービス改革担当事務局の説明会資料「競争的対話方式の実施に係る基本的考え方（案）」より抜粋）

※VFM（バリュー・フォー・マネー）：支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のこと。

《参考》適正な調達の方式を検討・選定するための基準（考え方）



② 分離調達・入札制限の見直し

1) 設計・開発工程における機能分離の見直し

「基本指針/実務手引書」においては、特定情報システムを、「共通基盤」と複数の「個別機能」に分けて調達する「分離調達」を前提としており、調達単位の細分化による事業者の参入機会拡大につなげようとする試みについて理解するところであります。

しかしながら、分離調達を行わない場合には、受注者が一元的にシステム全体の統合・動作を考慮して開発を行えますが、分離調達を行った場合には、発注者側に「分割されたシステム群の統合」、「個々の受注者間の調整作業」等の業務が生じること、また、事業者側には「受注者間の責任範

困の境界が定めにくい」、「他の受注者の作業進捗により、大きな影響を受ける可能性がある」等の新たな問題が生じることとなったと考えます。

この結果として、国民生活を支える社会基盤サービス等のミッションクリティカルで大規模かつ難易度の高い情報システムを構築する場合には、特に、コスト超過や開発遅延を招き易く、国民サービスの低下を招く可能性が高まったと認識しております。

以上から、発注者が個別事業者と直接契約を締結する分離調達には、発注者に高い発注能力及び稼働責任を全うする能力が問われる難易度の高い調達形態であるとの認識にたち、発注者ガバナンスやシステムの難易度等を踏まえた判断基準による適正な分離調達方法の選択が必要と考え、原則的に分離調達を適用する制度の見直しを行うべきと考えます。

2) 工程の分離における入札制限の見直し

大規模かつ難易度の高い情報システムであればあるほど、要件定義の確定がプロジェクト成功のための最も重要な部分となります。その核となる要件定義の内容が不十分な場合には、その後の設計・開発工程に大きく影響し、コスト超過、納期遅延、プロジェクト中断等につながるリスクが高くなります。

リスクを低減するためには、業務ノウハウを有する事業者（既存事業者等）の知見を、資料招請や意見招請において活用することとあわせ、要件定義工程に関与させることが考えられますが、要件定義工程に関与した事業者は、設計・開発工程への入札が制限されていることによって、事業者の知見の活用を支障を来す可能性があります。

そのため、業務ノウハウを有する事業者の知見の活用無しに要件定義工程を実施することについて、リスクが高いと発注者が判断する場合には、設計・開発工程の調達の透明性・公平性を担保した上で、要件定義工程に関与した事業者にも設計・開発工程に参加できるように、入札制限を緩和する見直しが必要と考えます。

なお、調達の透明性・公平性の担保については、設計・開発工程の調達にあたり、要件定義工程の資料を開示する等の公正な仕様書策定ルールを構築すれば、応札参加希望事業者全てに公平な条件となると考えます。

【関連制度】業務・システム最適化指針、情報システムに係る政府調達の基本指針

③ 発注者ガバナンス向上に向けた調達実績情報の蓄積と活用

現在の調達の現場においては、調達情報の蓄積と活用が必ずしも十分ではないと認識しており、調達関連ドキュメントの品質向上等に関して、過去の実績や経験が活かされていないと考えます。また、要件定義の範囲やレベルについても、組織や調達案件毎に差異が生じている状況にあるものと考えます。

つきましては、過去の調達関連情報、落札情報（技術点／価格点）、低価格入札された調達のプロジェクト状況のモニタリング情報、成功／失敗プロジェクトの調達やプロジェクト状況等の情報を政府内で蓄積・共有するとともに、ノウハウやドキュメント等を有効活用することで、調達の品質向上（調達仕様書の品質向上、要件定義記述レベルの統一、適正な分離単位の採用等）や、審査の品質向上（提案事業者の技術力の審査等）を実現し、発注者ガバナンスを向上することが有効であると考えます。

【関連制度】情報システムに係る政府調達の基本指針

（２）実効的に技術力を評価するための調達方法の確立

大規模・複雑でリスクの高い情報システムにおいては、技術力を適切に評価し優れた提案の採用によりプロジェクトを成功に導くことが最終的には国民サービスの向上にもつながることになると思います。しかしながら、現行の総合評価落札方式においては、提案内容の実現可能性や、事業者の業務遂行能力・体制等の評価を十分に行えないまま、一回の技術審査で事業者を選定せざるを得ない状況にあり、発注者が必ずしも望むものを購入できていないのが問題と認識しております。

また、総合評価落札方式は、本来、価格と技術を総合的に評価して、最も優れた提案をした事業者が落札者となる契約方式ですが、実態として価格点の差がつきやすくなる一方、技術点による差がつきにくく、低入札による問題が発生しやすい環境にあると言えます。その結果、最低限の要件を満たしていることが条件である基礎点が満点でも、プロジェクトが失敗に終わるケースが発生していると認識しております。

① 適切な事業者を選定する技術評価のあり方（技術審査の運用見直し）

民間での調達及び諸外国での調達においては、リスクの高いプロジェクトでは発注者と提案予定事業者が提案・議論を交わしながら要件を絞り込みつつリスクを減らしていく、いわゆるコンペ方式での調達が一般的です。

一方、現在の政府調達においても、資料招請や意見招請、公募説明会等の機会はあるものの、書面でのやり取りが中心、あるいは質疑応答が形式的なものに留まっております。現行の総合評価落札方式の枠組みにおいても、さらにプレゼンテーションによる対面審査や質疑応答等、対話の機会を充実させることで、技術力をより実効的に評価することが可能となり、また、要件や仕様書の相互理解の促進により、リスクの最小化にもつながると考えております。

さらに、対話の促進により、仕様書の理解不足による過小な見積りに起因した低入札の発生を抑止し、十分な技術力を有しない事業者の落札による失敗プロジェクトの発生を減らすことも可能になると考えております。

また、情報システムの仕様が明確でなく、要件の確定のために事業者に提案を求めるようなケースでは、現在、主に公共施設の建設や運営等にて用

いられている PFI 方式や前述の競争的対話方式を活用した調達を行うことも有効と考えております。ただし、この場合、調達期間の長期化、支援事業者の調達等発注者の負担増加が見込まれることについては留意すべきものと考えます。

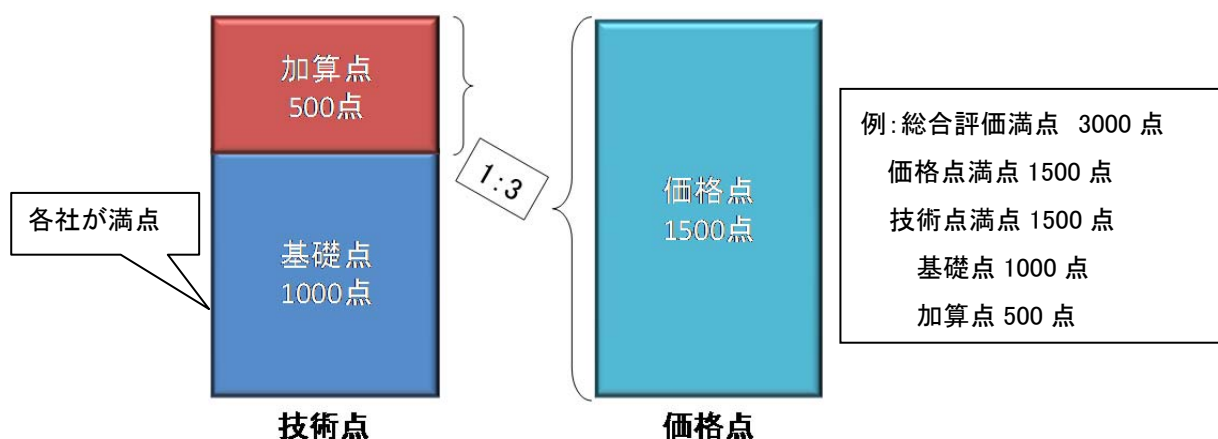
② 技術点の採点方法や重みづけの見直し（総合評価方式の改善）

「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド（平成 14 年 7 月 2 日 調達関係省庁申合せ）」においては、価格点と技術点の配分は 1 : 1 が原則とされています。

また、技術点は、国が要求する最低限の水準を満たしているかどうかを評価する「基礎点」と、最低限の要求水準よりもさらに優れた提案に対して加点される「加算点」から構成されます。「基礎点」は、一つでも要求水準に達していないものがあれば不合格（失格）となります。

現状では、基礎点・加算点それぞれの具体的な要求項目・要求水準の考え方、点数配分の考え方については具体的なガイドラインやルールがないのが実態と考えます。

さらに、総合評価落札方式では、入札価格が低いほど価格点が高く評価されます（極端な例だと 1 円が最高点となる）。その一方で、技術点における基礎点部分は、欠格があると失格になることから各社とも満点となり、実際の比較対象は加算点部分のみとなります。結果として、全てが比較対象となる価格点と比べて、技術点は点数差がつきにくく、下図のような場合には、価格点と技術点の点数配分は 1 : 1 であるにもかかわらず、実質的には価格点は技術点の 3 倍の効果を持っていると言えます。



現在の総合評価落札方式の仕組みにおいて、技術力重視の評価を行うための改善方策として、以下 3 つの方向性があると考えます。

1 点目は、価格点と技術点の配分の見直しです。

大規模・複雑でリスクの高い情報システムの調達においては、技術力を重視する必要があることから、価格点と技術点の配分を 1 : 1 以上にすること

も可能とし、技術点に重点を置いた総合評価を行うべきと考えます。

例えば、調査・広報・研究開発事業については、総合評価落札方式で調達を行うにあたり、要求する技術的な要素（専門的な技術、ノウハウに係る創造性および新規性等）によって、その事業成果が大きく影響されることから、価格点と技術点の配分を1：2から1：3までに配分することを可能とし、技術点に重点を置いた総合評価を行うこととされています。

これと同様に、高度な情報システムを総合評価落札方式で調達する場合には、価格点と技術点の配分を1：1以上とし、技術点に重点を置いた総合評価を行うべきと考えます。

2点目は、技術点の評価方法の具体化です。

基礎点・加算点のあり方については、それぞれをどのような項目で、どの程度の水準を要求し、どう評価するのかという具体的・基本的な考え方と、基礎点と加算点の配分についての考え方を検討すべきと考えます。

先述の例（価格点と技術点の配分は1：1）では、技術点の内訳である加算点部分を1500点とし、基礎点部分は審査の対象から除外することで、価格点と技術点の配分が1：1以上となり、技術力重視の評価が可能となります（基礎点部分は事前審査等で対応）。

また、技術評価の考え方や具体的な方法、事例などを整理して、ガイドライン等に示すことが必要と考えます。一般的には、RFPの理解度と提案内容の網羅性、要件への対応度などについては主に提案書で評価し、提案・計画の妥当性や実現可能性、業務遂行能力や体制などについては、プレゼンテーションや質疑応答などの対面で評価することが有効と考えられます。

3点目は、価格点の評価方法の見直しです。

価格点の評価方法の見直しについては、例えば、民間や自治体（一部、独立行政法人等）での調達に用いられている価格評価における相対評価の導入や、各社の入札価格の偏差値での評価など、極端な低価格で応札した事業者が圧倒的に有利にならない採点方式・評価方法を採用することで、価格偏重の総合評価を避け、低価格入札を抑止する効果もあると考えます。また、技術評価において一定の閾値を超えた事業者のみを価格点の評価の対象とする多段階審査の考え方の採用も有効と思われます。

【関連制度】情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド 会計法

（3）情報システム調達に係る契約制度の見直し

情報システム調達では、一般的な製品の売買と異なり、調達時には想定していない仕様変更に起因する追加作業の発生等、一定のリスクが存在します。この実態を踏まえ、より実行的な契約となるよう、契約制度及び予算制度に関する見直しに関してご検討をお願いいたします。

① 二重のペナルティー条項の是正、損害賠償の上限設定

民間での情報システムにおける契約書においては、2009年に経産省「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」を通じて、「情報システム・モデル取引・契約書」が策定され、現在多くの民間取引において活用されているところでありますが、本モデル契約書には違約罰の概念はありません。また、損害賠償については、「情報システムに係る政府調達の基本指針」実務手引書のモデル契約書では上限の設定が可能となっておりますが、実際の調達では上限の設定がないものが大半を占めていると認識しております。

民間取引においては、契約書は双方の協議により契約条件の設定が可能です。政府調達では提示された契約書について、実効的には、ほぼ協議の余地がないものと理解しております。

さらに、行政による調達においては、指名停止処分という行政罰が存在し、近年では、他の行政機関から指名停止を受けていないことが入札参加条件となる等、厳罰化の傾向があると認識しております。

これらのことは、特に中小事業者においては、負担リスクが高く、リスク回避のために応札を見合わせることもあると考えます。

調達されるシステムの特性も十分に考慮すべきとは認識しておりますが、入札参加事業者の参入機会を拡大することは、競争の促進、市場の活性化にもつながり、結果として低廉かつ良質のシステムを調達できることにもつながるものと考えます。

つきましては、契約におけるペナルティーの軽減、損害賠償の上限設定等について、見直しが必要と考えます。

【関連制度】情報システムに係る政府調達の基本指針実務手引き書

② 日本版バイ・ドールの推進

「情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書」において、日本版バイ・ドール制度の活用が言及されておりますが、実際の調達において考慮されることが少ないと認識しております。

民間での契約においても、例えば銀行の勘定系システムのようにそのシステムあるいはノウハウそのものが競争力の源泉となるケース等においては、発注者に著作権を譲渡するケースはありますが、一般的には、著作権は事業者側に帰属しています。

また、行政システムにおいては、「ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン(平成19年8月 経済産業省)」により、『国等におけるソフトウェアの自由な利活用(複製、翻案又は改変等を含む)の確保と、秘密の

保持ができれば、必ずしも特許権等[※]を国等に帰属させる必要はなく、むしろ、当該特許権等を事業者に帰属させることにより、ソフトウェア産業の技術力及び生産性が向上するとともに、当該知財の対価の分だけ発注金額が低下することが期待される。』とされております。

この考え方に則り、国等がソフトウェアの著作権を保有しなくても、契約書上で国等にソフトウェアの自由な利活用(複製、翻案または改変等を含む)を担保すれば、利便性は損なわれないものと考えます。また、事業者に対して、秘密の保持を契約書で義務付ければ、機密性の高い行政情報の漏えい防止も確保できるものと考えます。

上記の対応を前提とした上で、日本版バイ・ドールの更なる推進が必要と考えます。

※日本版バイ・ドール制度の対象となる「特許権等」は、産業技術力強化法施行令第11条において次のとおり定められている。
「法第十九条第一項の政令で定める権利は、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権とする。」

【関連制度】 情報システムに係る政府調達の基本指針実務手引書
ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン

③ 仕様変更に対応できる予算制度

情報システムは、その仕様を予め完全に確定した形で調達することが困難な側面があり、また、調達時には予想できない仕様変更が設計開発段階で必要となることがあります。

しかしながら、現状では、こうした事態に対応するための追加費用の確保ができない、入札で決定された契約金額の変更が難しい等の制約があり、事実上事業者の負担となる状況が発生しています。

これらの対応策として、仕様変更等による追加作業を実施する際の追加の予算措置を可能とする環境の整備(追加予算の確保・執行の法整備、国庫債務負担行為再取得手続きの簡素化等)について、検討すべきと考えます。

【関連制度】 財政法

(4) 調達改善効果を高めるための民間の業務システム構築に係る知見の活用

① 業務モデリング手法等の活用

業務・システム最適化では、重複投資をなくし業務連携を図るとともに、業務の中のムリ、ムダ、ムラを排除していくため、業務を正確に表現し検

討を行うための業務分析手法を導入していくことが重要です。現在、政府においては「業務・システム最適化指針」に示された手法で業務分析を行うことが多いと認識しておりますが、最近では、BPMN等の標準的な記法で業務の可視化を図った上で十分な検討時間を確保し、試行検証を通じた業務改革を実現していく業務モデリング手法が整備されています。

さらに、その上で業務のモニタリングなどを行い業務の継続的な改善を図るビジネスプロセス管理（BPM）が注目を集めており、このようなエビデンスに基づく業務改革手法の積極的な活用をご検討いただきたいと考えます。

また、情報システムの調達に際しては、要件定義を含む上流工程でのシステム仕様の明確化、性能や信頼性・保守性といった「非機能要求」の適正な設定が重要です。非機能要求に関する発注者と受注者との認識の行き違いや互いの意図とは異なる理解をしたことに気づかないまま開発が進んでしまい、下流工程でこのような状況が明らかになった場合には、手戻りによるサービス開始遅延や不十分な内容での初期サービス開始など、大きな影響があります。

このような事態を防止するため、上流工程における非機能要求の見える化と受発注者間の的確な合意形成を支援する「非機能要求グレード」や国際標準に準拠した共通の物差しである「共通フレーム」等の積極的な活用をご検討いただきたいと考えます。

② プロジェクト管理ツールの活用

情報システム開発プロジェクトにおけるスケジュールの大幅な遅延や計画の見直し、中断などのプロジェクトの品質・コスト・納期（QCD）の問題への対処の重要性については、既に記載したとおりです。この問題に対処するためには、プロジェクト管理の見える化が必要不可欠です。

民間ではプロジェクトの進捗を可視化し、品質・コスト・納期のきめ細かな管理を可能とするツールの利用が一般的ですが、政府情報システムの開発現場では、そうした定量的な管理を可能とするツールを活用しているプロジェクトは限られており、プロジェクト状況の可視化のためには定量的なプロジェクト管理を可能とするツールの積極的な活用をご検討いただきたいと考えます。ツールの活用により、開発プロジェクトのマネージャは、グラフの形で可視化されたプロジェクトの状況を随時モニタし、リスクの予兆を検知すると素早いアクションを採ることにより、プロジェクトを円滑に進めることができると考えます。

また、同ツールから出力される可視化情報を用いて、経営層や発注者に状況を報告することにより、プロジェクトの進捗に関する円滑なコミュニケーションを図ることができると考えます。

【関連制度】業務・システム最適化指針、情報システムに係る政府調達の基本指針

以上